

浦添市建設工事等に係る最低制限価格取扱要領

令和3年1月20日

浦添市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事及び建設工事に関連する業務委託に係る契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 最低制限価格を設定する契約は、予定価格が130万円を超える建設工事及び予定価格が50万円を超える業務委託（別表の業種区分に掲げる業種をいう。以下同じ。）とする。

(最低制限価格)

第3条 「最低制限価格」とは、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいい、予定価格に次の各号により定める割合を乗じて得た額とする。なお、当該割合を乗じて得た額を**最低制限基本価格とし**「1.000」から「1.005」の範囲内のランダム係数を乗じることができるものとする。

(1) 建設工事の場合

予定価格算出の基礎（設計金額）となった次のアからエに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

ア 直接工事費の額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の7を乗じて得た額

(2) 業務委託の場合

別表の業種区分の欄に掲げる業種ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務、建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務（地質調査業務又は磁気探査業務を併せて委託するものを含む。以下次項において「測量業務等」という。）に係る契約については、その割合が10分の6に満たない場合にあっては10分の6とし、また、地質調査業務及び磁気探査業務に係る契約についてはその割合が3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

2 建設工事及び業務委託の性質上、前項の規定により難しいものについては、同項の

規定にかかわらず、建設工事の場合は 10 分の 7、業務委託のうち測量業務等の場合は、予定価格の 10 分の 6、地質調査業務及び磁気探査業務の場合は、予定価格の 3 分の 2 以上の割合とする。

- 3 第 1 項でランダム係数を用い設定した最低制限価格の決定は、競争入札参加者のうちから、あらかじめ、抽選等で選出された者が開札前にくじを引き、算定式の表の番号と同一であるものを最低制限価格として決定する。この場合において、決定された最低制限価格は、決裁権者が決定したものとする。

(落札者の決定)

第 4 条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(不調時の措置)

第 5 条 予定価格の制限の範囲内の価格且つ抽選により決定した最低制限価格以上の範囲内に有効な申込みをした者がいないときは、最低制限基本価格を最低制限価格とすることができる。

2 予定価格の制限の範囲内の価格且つ最低制限基本価格以上の価格をもって有効な申込みをした者がいないときは、改めて入札をする。

(最低制限価格の周知)

第 6 条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第 7 条 市長は、最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 浦添市建設工事等に係る最低制限価格取扱要領はこの要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札を行う契約について適応し、施行日以前に公告及び通知を行う契約については、従前の例による。
- 3 浦添市建設工事等に係る最低制限価格取扱要領は平成 28 年 4 月 1 日以後に契約検査課へ入札執行依頼を行う契約について適応し、施行日以前に執行依頼を行う契約については、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 浦添市建設工事等に係る最低制限価格取扱要領はこの要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札を行う契約について適用し、施行日以前に入札公告及び指名通知を行う契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 浦添市建設工事等に係る最低制限価格取扱要領はこの要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札を行う契約について適用し、施行日以前に入札公告及び指名通知を行う契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 5 月 21 日から施行する。
- 2 浦添市建設工事等に係る最低制限価格取扱要領はこの要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札を行う契約について適用し、施行日以前に入札公告及び指名通知を行う契約については、なお従前の例による。

別表

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
地質調査及び磁気探査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額